

アルミ合金材の溶接施工承認に関する事項

改正規則等

鋼船規則 M 編
鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

アルミ合金材の溶接施工承認に関する事項

改正理由

IACS は、船体構造用アルミ合金材に関する統一規則について、ASTM B928 に準拠していたアルミ合金の規格を見直し、2006 年 5 月に UR W25(Rev.3)として採択している。その後、本改正に伴い、アルミ合金材の溶接施工承認に関する指針である IACS Recommendation No.70 を改正した。

今般、改正された IACS Recommendation No.70 (Rev.1)を参考に、関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 材料記号 5383, 5059 及び 5456 に対する規定を加えた。
- (2) 曲げ試験における内側半径の規定を改めた。
- (3) 実施工事における溶接後熱処理又は時効処理の扱いを明確化した。
- (4) 突合せ溶接における承認範囲の規定を改めた。
- (5) 溶接部試験に於ける合否判定基準を明確化した。